

清須市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、清須市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議及び調整内容)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずるべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。
- (4) その他会議の運営に関し、市長及び教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 会議は、市長が招集し、その議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。

(委任又は補助執行)

第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、当該事務を委任し、又は補助執行させることができる。

（庶務）

第9条 会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。ただし、前条の規定により清須市教育委員会に事務を委任し、又は補助執行させる場合にあっては、教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。

（雑則）

第10条 この告示に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年11月11日から施行する。